

講師ガイドライン

教える内容と行為についてのガイドライン

株式会社コギト（以下、「当社」といいます。）が提供するみんなとシェイクハンズ（以下「本サービス」といいます。）で開催して頂ける講座は「参加者に対して対面でまなびあるいはスキルを身につけさせることを目的として開催されるイベント」となります。講師が個人で講座を開催する場合に該当するガイドラインを以下に定義します。

*もし講座作成や運用などを行う役割を担う別のユーザー（主催団体）と共同で講座を開催する場合は、主催団体の行動および主催団体と講師の関係については個別契約に準じるものとします。

第1条 本サービスにおける実名制の講師登録について

1.安心して参加できる学びのコミュニティの発展と維持のため、本サービスでは教えるユーザー（以下、講師とする）に対して、原則本名とインターネット上で確認できる過去の活動履歴を開示した形での講師登録と、講師ページ上における同情報の開示を義務づけるものとします。講座開催にあたっての最低レベルの開示情報としては以下3つを定義しています：

- 1) 原則本名でのユーザーアカウント名の登録、または、活動履歴がわかるユーザーアカウント名の登録
- 2) 本名の記載や写真の掲載、活動履歴から本人と判別が可能な Facebook またはその他の SNS アカウント
- 3) 顔が鮮明に判別できる正面向きの顔が写ったプロフィール画像

2.講師登録時には上記に加えて、当社が[本人確認書類]として認めている下記のいずれかの資料の事前登録を義務づけるものとします。

- 1)運転免許証
- 2)パスポート
- 3)住民基本台帳
- 4)健康保険証
- 5)住民票
- 6)国民年金手帳
- 7)在留カード

第2条 本サービスに相応しくない行為について

1.講師は、ジャンルやトピックを問わず自由な内容で教えることができますが、以下の行為については行わないものとします。

- 1) サイト外での活動や行為も含めて、犯罪行為およびその他の他人に迷惑となる行為
- 2) 告知内容と著しく異なる内容で講座を開催する行為（価格、内容、場所、日時を含む）
- 3) 教育行為から逸脱する行為
- 4) ギャンブル・賭博行為及び、これに関連する講座の開催
- 5) 別の営利目的や宗教への勧誘を目的とした行為
- 6) 本サービスから外部サイトでの予約申込口に誘導する「広告的」な使い方
- 7) 生徒の個人としての人権やその他の権利を侵害するような行為
- 8) 個人による参加を受け付けていない企業・団体向けをメインとするスキル提供行為
- 9) 事前に参加者からの承諾を得ないで参加者の肖像権やプライバシーを侵害しうる行為（写真撮影、動画配信などを含む）
- 10) 受講が参加者の安否に危険を及ぼすリスクが高いと当社が判断するアクティビティ
- 11) 受講が参加者の安否に危険を及ぼすリスクが一定程度存在し、それに関する事前承諾を参加者から得ることをせずに講座を開催すること
- 12) 本サービスを介して知り得た生徒等の個人情報を、本人あるいは当社の許可無く利用又は第三者へ提供及び開示する行為
- 13) 当社の許可無く、生徒等の個人情報を個別に取得する行為及び、取得した個人情報を利用又は第三者へ提供及び開示する行為
- 12) その他本サービスで開催する講座として相応しくないと当社が判断した行為

2.本サービスのサイト内外での活動を含め、過去に講師が本サービスに相応しくない行為を行ったものと当社が判断した場合は、当社はその事実をベースに以降の講師の講座掲載をお断りする権利を持つと共に、その事実をサイト上で公表することができるものとし、講師はこれに一切の異議を申し立てないものとします。また、公表によって講師に生じることのある損害などについて、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3条 講座の作成について

1. 講座の作成から承認・公開について

施設を利用した講座の公開については、施設管理者の承認をもって公開されます。

当社は、講座内容および講師のプロフィールによっては、講座の公開を拒否する権利を持つものとしします。

2. 講座作成にあたっての禁止事項について

特に以下の項目は禁じています。

1) 以下方法での講座ページの利用

- ・本サイトを受講予約プラットフォームとしてではなく、広告媒体として使用する行為
(外部サイトや教室への誘導、受講料の振込先記載・メール・電話の直接予約申込など弊社システムを経由しない受講料の支払いへの誘導など)
- ・受講料を、過去提示していた金額と比較して著しく高額と当社が判断する水準へ引き上げる行為
- ・受講料の現地決済の誘導や許容を示す文言(但し当社が認めるものを除く)
- ・リアルに対面で参加する形式ではない方法でのスキル提供(例:スカイプ、電話、メールでのやりとりのみでの役務提供など)
- ・無料、もしくは実質無料とみなされる講座の掲載(但し当社が認めるものを除く)

2) 「実名制の顔の見えるコミュニティ」の定義から逸脱する情報開示

- ・個人の活動を表すものとして開示されているウェブサイト、SNS リンクなどにおいて、活動履歴がわからない
 - ・偽名を使用した SNS アカウントの使用の疑いが持たれる
 - ・個人の顔が見える写真を使わない

第4条 公開をお断りする可能性のある講座及び講師について

以下の講座は講座の公開をお断りする可能性があります。

- 1) 投資やお金に関する講座
- 2) ネットワークビジネスへの関与が疑われると当社が判断した講座
- 3) スキル共有ではなく人生や生き方のアドバイスを目的とする講座
- 4) 政治・スピリチュアル・宗教に関連する講座
- 5) ギャンブル・賭博に関連する講座
- 6) メンタル・心理、ヒーリング、セラピー、心のケア、催眠術などに関する講座

- 7)講師による主体的なスキル共有が行われていないと当社が判断する講座（施術、撮影、セラピー、カウンセリング、コンサルティング、交流イベントなど）
- 8)スキル共有とは別の目的のために開催されていると当社が判断する講座（営業、商材販売、採用、別イベントへの勧誘など）
- 9)個人による参加を受け付けていない、企業・団体向け講座
- 10)受講が参加者の安否に危険を及ぼすリスクが高いと当社が判断するアクティビティを伴う講座
- 11)受講が参加者の安否に危険を及ぼすリスクが一定程度あり、それに関する参加者の事前承諾を得ずに実行されるアクティビティを伴う講座
- 12)共有されるスキル、提供される内容について、一般ユーザーが講座ページを見て具体的にイメージできる程度の説明が伴わない講座
- 13)以前に本ガイドラインに違反した為に講座の公開あるいはユーザー登録の権利を剥奪されているユーザーにより作成された講座

上記にかかわらず、講師の本サービス内外での活動において、当社が本サービスに相応しく無いとみなす行為があったとみなされた場合には、当社の判断により以降の講座の掲載及び講師としての利用権限の停止措置を行う可能性がございます。

第5条 公開後の講座内容の変更について

1.受講予約がない場合について

講座が公開された後も受講予約がない場合は、講座内容の加筆修正を行うことができます。

開催日程（日時、開催場所、定員など）・金額についても、変更があった場合は実体に則した形に修正・変更していただくことが可能です。但し、講座で提供するスキルの内容や提供のされ方自体が公開当時から大幅に異なるような内容の変更についてはお控えください。

仮にサイト運営事務局が大幅な乖離と認めた変更を発見した場合は、事前の通告なく講座の公開を取りやめる可能性があります。

2.受講予約がある場合について

すでに受講予約がある場合でも、軽微な修正については修正・変更していただくことが可能ですが、混乱や争いを避けるため、以下については原則行うことができませんのでご注意ください。

- 1)金額の変更
- 2)早割の内容変更

3)予約締切日の前倒し

4)開催日時の変更

5)開催場所の変更

ただし、やむを得ない理由により、開催日時・開催場所を変更する場合は、受講予約者に連絡の上、応諾を得る必要があるものとします。

応諾が得られず、受講キャンセルの申し出があった場合は、第8条第2項及び第3項に記載の返金プロセスに則り速やかに対応するものとします。

3.講座内容の変更に対する対応について

仮にサイト運営事務局が大幅な乖離と認めた変更を発見した場合は、事前の通告なく講座の公開を取りやめる可能性があります。また生徒より「当初の告知内容と当日提供されたサービスが異なる」というような異議申し立てがあった場合について、事前の通告なく講座の公開を取りやめる可能性があるとともに、生徒あるいは施設管理者に生じた被害やその損害賠償について当社は一切の責任を負わないものとします。

なお、受講予約受付後の講座内容の変更が相次ぐ場合には、以降の講座の作成・開催及びその他のユーザー機能の利用権利を剥奪される可能性がありますのでご注意ください。

第6条 受講料の設定について

1.受講料の設定について

受講料は、講師が自由に設定することができるものとします。

また品質担保の観点から、無料もしくは実質無料とみなされる講座については掲載できないものとします。(但し、当社が認めたものを除く)

受講料については、材料費や教材費などの講座の受講以外に発生する諸費用も含めた金額とし、講師は、やむを得ない場合を除き、現地で追加の支払い負担が生徒に発生することは極力回避するものとします。

やむを得ず生徒による現地での追加の支払いが起これる場合は、講座ページの受講料(参加費)の補足説明欄に、別途発生する費用がある旨を事前に記載するものとします。

第7条 講師手数料のお支払いおよび受講料の受け取りについて

リシーを、別途定義及び提示することはできないものとします。

講師側の理由による開催のキャンセル・中止は、やむを得ない場合を除いては原則できないものとします。仮に、講師が、開催のキャンセルにあたって、本ガイドラインに定めるプロセスを経ず、予約者から、開催の実態やキャンセルプロセスについての異議申し立てが発生した場合、当社は講師に警告を発することがあります。

もし講師が当社の忠告を聞き入れなかった場合、あるいは従わないと当社が判断した場合は、以降の、講座の作成・開催およびその他のユーザー機能の利用権利を剥奪する可能性がありますのでご注意ください。

2. キャンセルポリシー

【講師都合のキャンセル】

原則として 各施設管理者の定めるキャンセルポリシーが優先するものとしますが、施設管理者がキャンセルポリシーを定めていない場合には、以下の定めが適用されます。

・ 予約成立後、キャンセルされる場合は、施設管理者にメッセージをお送りください。

・ キャンセル料の対象となるキャンセルは予約確定後に以下の事由が発生した場合を指します。

(1) 日時、施設の変更を希望される場合

(2) お申込を取り消される場合

・ キャンセルされた場合は以下のキャンセル料をお支払いください。

(1) 正式予約成立～ご利用 31 日前までにキャンセル受付：ご入金額の 30%

(2) ご利用日の 30 日前～15 日前までにキャンセル受付：ご入金額の 50%

(3) ご利用日の 14 日前～当日までにキャンセル受付：ご入金額の 100%

尚、講師(施設利用者)は、上記キャンセル料のほかに、返金手数料(システム利用料の 5%)及び振り込み手数料等(実費)をご負担いただくものとします。講師の施設利用料金の支払い方法に準じて当社または施設管理者がキャンセル料等を控除した金額を講師に対して返金するものとします。

【施設都合のキャンセル】

・ 施設予約のキャンセル

講師へ全額返金、キャンセル手数料一律 300 円

・講座のキャンセル

チケット購入者へは全額返金、購入者の有無に応じて 7 日前までのキャンセルでチケット代の 50%、7 日前以降 100%×枚数の負担

(例)チケット購入なし

講師 : 利用料全額返金
施設 : キャンセル手数料 300 円の負担
サービス : キャンセル手数料 300 円の受け取り

(例)チケット 5 枚 x2500 円、7 日前までのキャンセル

講師 : 利用料全額返金、6250 円受け取り
施設 : キャンセル料 6250 円、キャンセル手数料 300 円の支払い
サービス : キャンセル手数料 300 円の受け取り

また、開催のキャンセルに際する返金や講座の振替実施などの一切の対応は、講師に委ねるものとし、その実施に伴ういかなる争いや損害が発生した場合についても、当社は一切の責任を負わず不介入の立場をとるものとします。

第 9 条 .生徒側の理由による参加キャンセルについて

1.予約締切日時までのキャンセル申し出について

生徒は予約締切日時までは予約キャンセルが可能であり、当社は受講料を生徒に返還するものとします。

なお、生徒は予約締切日時までのキャンセルについては、当社側の理由によりキャンセルが実行できなかった場合を除いて、返金を伴う予約のキャンセル成立には、生徒自身がサイト上でキャンセルの実行を行い、キャンセル確定の自動通知メールを確認する必要があります。

生徒側からの任意の連絡のみでは予約のキャンセルは成立したものとみなされませんのでご注意ください。

2.予約締切日時経過後のキャンセルについて

生徒は予約締切日時を経過した後は、いかなる理由においても予約をキャンセルすることはできないものとし、講師に対しては受講料の返金や振替対応の義務は原則発生しないものとします。

仮に、予約締切日時経過後の参加のキャンセル要望が発生した場合、その際の返金や講座

の振替実施をする場合などの一切の判断と対応は、講師に委ねるものとし、その実施に伴ういかなる争いや損害が発生した場合についても、当社は一切の責任を負わず不介入の立場をとるものとします。

3.開催終了後の返金対応について

生徒の当日の不参加がやむを得ない理由であった場合など、講師が個別判断で返金をしてあげたいときのために、開催終了後一週間までは、講師側の管理画面からキャンセル・全額返金を実行することが可能になっていますが、利用規約上は、講師として生徒に返金する義務はありませんので、その対応及び判断については講師の判断に委ねるものとします。

最後に、開催キャンセルおよび返金プロセスの実行については、一度実行するとシステム上取り消し及び変更処理ができないことを理解し、慎重な判断と対応をする必要がある旨ご注意ください。

第 10 条 生徒とのコミュニケーションについて

生徒とのコミュニケーションとは、講師と生徒との間で、開催当日およびその前後にメール、メッセージテキストおよび口頭で発生するすべてのやりとりを指します。

講師は、講座の開催のみならず、講義内容や準備及び事後の対応などについて、何らかしらの変更や遅延の余地が発生する場合は、生徒に不安を与えないよう迅速なコミュニケーションを心がけるものとします。仮に講師からのコミュニケーションの著しい遅延や対応不足が生徒の不安を招き、当社へのクレームが頻繁に発生する場合は、当社は講師に警告を発する場合があります。

もし講師が当社の警告を聞き入れなかった場合、あるいは従わないと当社が判断した場合は、講師はそれ以降、講座の作成・開催およびその他のユーザー機能の利用権利を剥奪される可能性がありますのでご注意ください。

第 11 条 生徒からの異議申し立てについて

当社は、講座の開催終了日時から 1 週間の間を異議申出期間と定めています。

講座を受講した生徒は、異議申出期間中は、講座が実際に開催されたのか否かについて、当

社に異議申し立てができるものとします。

異議申し立てを受けた後、当社は講座開催の真偽についてヒアリング調査を行い、確認されるまでは講師への支払いを止める権利を持つものとします。

なお、講師とは別の主催団体が講座を開催する場合については、開催、開催キャンセルおよび参加者への連絡は、個別契約に準じて主催団体が責任を持って行うものとします。

第 12 条

当社が必要と認めた場合、本ガイドラインを変更できるものとし、本ガイドラインを変更した場合には、講師に変更内容を通知します。当該変更内容の通知後、講師が本サービスを利用した場合や、当社の定める期間内にユーザー登録取消の手続きをとらなかった場合には、講師は本ガイドラインの変更内容に同意したものとみなします。